【租税体系】

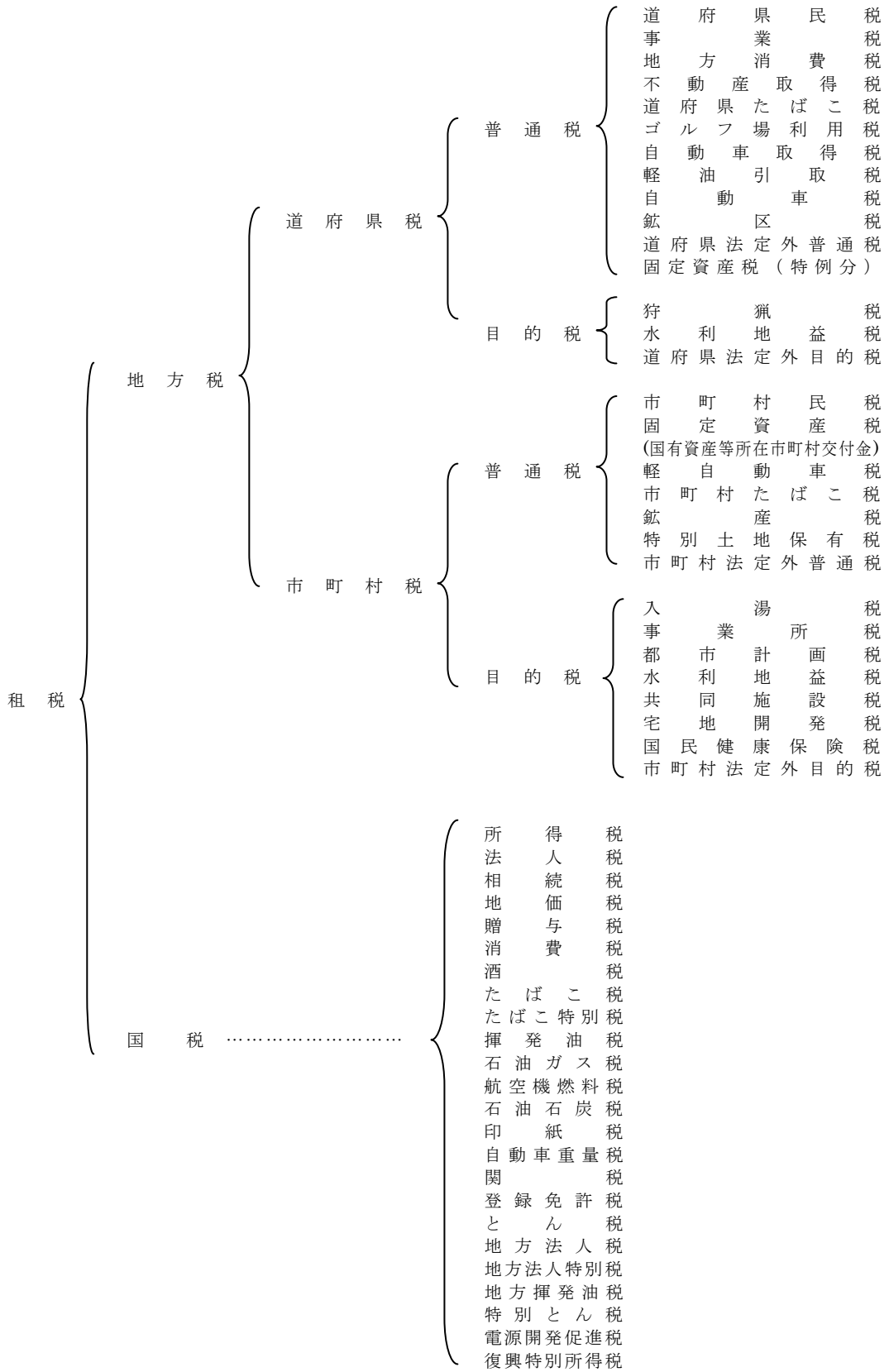

（注）１　普通税：その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
（普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。）
２　目的税：特定の費用に充てるために課される税。
（目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。）